証明書の申請に係る「本人確認」の実施について

○ 中部総合精神保健福祉センターでは、本人になりすまして証明書を不正に取得したり、虚偽の届出をしたりすることを、未然に防ぎ、かつ個人情報を保護することを目的として、証明書の申請時の「本人確認」を行っています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

○ 本人確認は、窓口申請の際に行うほか、郵送による証明書の請求の場合も本人確認を実施します。代理人申請の場合は、委任者の本人確認書類に加え、委任状と代理人の方の本人確認書類が必要となります。

○ 家族が代理人として申請する場合に、本人が死去等により委任状の提出ができないなどの場合は、申請者と本人との続柄を証明する書類として戸籍抄本や住民票の写しを送付してください。

○ 本人確認書類は全て「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が記載されたものが必要となります。

○ 以下が本人確認の際に提示していただく書類の例になります。

１号書類（1 点で本人確認を行うもの）

○ 本人の写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等で、本人の写真に浮出しプレスによる契印のあるもの又は特殊加工してあるものは 1 点で本人確認を行います。

1　マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・有効期限内のもの。
  - ※ 郵送申請の場合は、マイナンバーカードの裏面（個人番号が記載されている面）の写しを添付しないようご注意ください。

2　運転免許証、運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降交付のものに限る)
- ・更新期間中または、期限切れでないもの。
- ・国際運転免許証は、日本国公安委員会発行のもので有効期限は発効日から 1 年以内のもの。

3　パスポート
- ・有効期限内のもの。
  - ※ 郵送申請の場合は、顔写真のページと所持人記入欄（住所欄記入済）をコピーし、請求書に同封してください。なお、所持人記入欄未記入もしくは令和 2 年 2 月 4 日以降発給の旅券（所持人記入欄がありません）の場合は、他の証明書類で住所が確認できるものがもう 1 点必要となりますのでご注意ください。

4　身体障害者手帳
5　精神障害者保健福祉手帳
6　愛の手帳（療育手帳）
　※ 写真つきに限る

7　在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書

8　外国人登録証明書（特別永住者証明書とみなされるもの、かつ、写真つきに限る）

9　官公署がその職員に対して発行した身分証明書
海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証（警備業法第 23 条第 4 項）
10　その他官公署が発行した身分証明書で写真の貼付及び生年月日の記載のあるもの（独立行政法人及び特殊法人を含む）

２号書類（２点で本人確認を行うもの）

○ 官公署が発行した書類であっても写真の付いていないものについては、氏名、生年月日、住所等が確認できるものを 2 点提示していただくことで本人確認を行います。なお、有効期間が設定されているものは、有効期間内のものに限ります。
郵送申請の場合は、氏名、生年月日、住所等が分かるように写しを取ってください。

1　健康保険資格確認書
2　介護保険被保険者証
3　医療受給者証
4　年金手帳、証書
5　保護証明書
6　生活保護受給者証
7　外国人登録証明書(特別永住者証明書とみなされるものに限る)
8　身体障害者手帳
9　精神障害者保健福祉手帳
10　愛の手帳（療育手帳）
※ 写真のないもの

３号書類（２号書類と併せて２点で本人確認を行うもの）

○官公署及び団体等以外が発行した書類で、氏名、生年月日、住所等が確認できるもの
なお、３号書類の２点組み合わせは不可です。

1　学生証、法人が発行した身分証明書
2　官公署が発行した資格証明書その他これらと同等の書類
3　診察券（写しの場合は患者番号の分かるもの）